

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

平成26年9月

箕面市

目 次

第1	農業経営基盤強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
1	営農類型ごとの経営規模の指標	5
2	生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する指標	8
第3	新たに農業経営を営もうとする青年等(認定新規就農者)が目標とすべき農業経営の基本的指標	9
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	9
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	11
1	利用権設定等促進事業に関する事項	11
2	農用地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	17
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	17
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	20
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	20
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	21
7	新たに農業経営を営もうとする青年等(認定新規就農者)の育成・確保に関する事項	21
第6	農地利用集積円滑化事業に関する事項	23
1	農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	23
2	区域の基準	23
3	その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	23
(1)	農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容	23
(2)	農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方	24
(3)	農地所有者代理事業における委任・代理の考え方	24
(4)	売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準	24
(5)	他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項	24
(6)	農地利用集積円滑化事業規程の承認	24
(7)	農地利用集積円滑化団体からの報告徴収等	26
(8)	農地利用集積円滑化事業規程の承認の取消し	26
第7	その他	26
別紙1	(第5の1(1)の⑥関係)	27
別紙2	(第5の1(2)関係)	28

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 箕面市は大阪府の北部に位置し、市域は、東西約7.1km、南北11.7km、面積47.84km²で、全域が都市計画区域に指定されている。景観状況としては、市域の約2/3の面積を占める明治の森箕面国定公園を中心に豊かな自然を有する山なみ景観、止々呂美地区や勝尾寺川沿いののどかな集落と田園の里景観、住宅地を中心に市街化されているまちなみ景観の三つからなる。

農業の状況は、平成22年2月1日現在、農家戸数が524戸、耕地面積が、189haとなっている。(2010年農林業センサスより)

1戸あたりの耕地面積は、0.3ha未満の農家が324戸で最も多く、0.5ha未満の農家で見ると80.0%を占めており、小規模な農業が営まれている。

また、農産物の販売金額は、50万円未満(販売なし含む)が392戸と74.7%を占めており、大半の農家が自家消費用に耕作している状況がうかがわれる。

【耕地面積規模別農家戸数】

耕地面積	農家戸数(戸)	割合(%)
0.3ha未満	324	61.9
0.3~0.5ha	95	18.1
0.5~1.0ha	84	16.0
1.0~1.5ha	8	1.5
1.5~2.0ha	10	1.9
2.0~3.0ha	1	0.2
3.0~5.0ha	2	0.4
5.0ha以上	0	0.0
合計	524	

資料：2010年農林業センサス結果概要

【農産物販売金額別農家戸数】

販売金額	農家戸数(戸)	割合(%)
50万円未満	392	74.7
50~100万円	83	15.8
100~200万円	23	4.4
200~300万円	14	2.7
300~500万円	5	1.0
500~700万円	4	0.8
700~1,000万円	1	0.2
1,000以上	2	0.4
合計	524	

資料：2010年農林業センサス結果概要

箕面市の農業構造については、都市化の進展とともに兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加した。しかし、一方で都市化の進展は、市街化区域を中心に農地の減少やスプロール化を進め、一部には住宅地に囲まれるなど生産環境の悪化等の問題を生じさせているほか、全国的な問題である農業の担い手不足が深刻になっており、農業生産基盤の整備と効率的な土地利用、担い手の育成が重要な課題である。

21年12月に施行された新農地制度により農地の所有から効率的な利用の促進へ軸足が移行されたことも背景にして、農業用機械の更新時や世代交代等を機に農地の流動化も進みつつある。

そのような状況のもと、遊休農地の発生を食い止め、農地を優良な農地として保全するとともに、箕面産学校給食の推進を通じた生産農家の販路支援と農業所得の向上、担い手育成を図るため、26年2月に一般社団法人箕面市農業公社が設立された。これまで農事組合法人など耕作できない農地を地域で支える受け皿が存在しなかったが、今後は、農業公社が、耕作できない所有者に代わって耕作を請負うことにより利用が促進される可能性も期待される。

一方、「健康」や「安全」など消費者の食に対する価値観の多様化・高齢化を背景に、都市住民の農業に対する関心が高まっている。平成21年6月に市が独自に制度化させた農業サポーター制度も、約80名の方が登録され、高齢農家などの農業経営を支援する仕組みとして定着しつつある。特に、新規就農を志向するサポーターは、新たな担い手として位置づけ、育成支援を図っていく必要がある。

市内各所では朝市直売も盛況である。平成22年8月に設立された箕面中央朝市も平成24年4月から大阪北部農業協同組合が運営母体となり豊能地区3市2町の直売拠点として拡大し、生産農家の安定的な出荷先としても定着しつつある。朝市や箕面市農業公社の学校給食など地産地消の物流システムを基軸に、安定的な農業経営を支援していく環境が整備されつつある。止々呂美地区の特産品ゆずでは、生産者と箕面市、大阪北部農業協同組合、箕面商工会議所とが協働してブランド化を進め、生産者による加工品の製造・販売など生産者が2次・3次産業的な付加価値を得れる収益向上環境もできつつある。引き続き、生産と消費の両面から関係機関・団体が連携して都市農業の振興を図っていくことが重要である。

2 箕面市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）を認定し、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり600万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、この水準を目指す。

3 箕面市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業や「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」（平成19年大阪府条例第72号、以下「府農空間保全条例」という。）に基づく「農空間保全地域制度」その他の措置を総合的に推進する。

まず、大阪北部農業協同組合、箕面市農業委員会、箕面市、箕面市農業経営者連絡協議会、箕面商工会議所により組織する箕面市地域農業再生協議会において、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。望ましい経営を目指す農業者やその集団及びこれら周辺農家に対して箕面市地域農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、それぞれの農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、意欲的な農業者に対しては、農空間保全委員会による関係機関との情報共有や農業委員等などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者が適切に結びつけて利用権設定等を進め、利用調整を全市的に展開して集団化、連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるように努める。

特に、遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

また、認定農業者等担い手の不足が見込まれ、これらの者だけでは継続的な耕作が困難な地域では、多様な担い手による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用を促進する。

地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確にしつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、大阪北部農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、大阪府北部農と緑の総合事務所農の普及課の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計

画の共同申請の推進や地域の話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、地域コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

4 箕面市は、箕面市地域農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合支店単位の研修会の開催等を大阪府北部農と緑の総合事務所農の普及課の協力を受けて行う。

また、止々呂美地区における栗・びわ・山椒・ゆず・椎茸や新稲地区における葉牡丹など産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等(認定新規就農者等)の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

箕面市の平成25年の新規就農者は農業サポーター経験者、府準農家制度資格者から農地利用権設定での参入として3人であり、過去5年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物である止々呂美地区における栗・びわ・山椒・ゆず・椎茸や新稲地区における葉牡丹などの産地としての生産量の維持・拡大や遊休農地の解消と農地利用率向上を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 認定新規就農者等の確保に関する目標

箕面市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、認定新規就農者等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

大阪府農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた、「個別経営体」及び「組織経営体」は野菜、花き、果樹、畜産を中心として約1,000経営体を含めた府農空間保全条例に基づ

く大阪版認定農業者及び新規就農者、法人、新たに農業経営を営もうとする青年等を合わせて約3,100件（新規就農者は54件／年）を踏まえ、箕面市においては年間5人の認定新規就農者等の確保を目標とする。

(3) 認定新規就農者等の確保に向けた箕面市の取組

上記に掲げるような認定新規就農者等を育成・確保していくためには就農相談のあった者を就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、箕面市への就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地利用集積円滑化団体による紹介、技術・経営面については大阪府北部農と緑の総合事務所農の普及課や地域連携推進員、大阪北部農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

新規就農を志向する農業サポーターは新たな担い手として育成支援を行っていく。また、箕面市農業公社についても、その事業として担い手育成を位置づけており、農業経験のない後継者等へ農業技術養成を担ってもらおう事業体と位置づけて連携する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、大阪府内において展開している優良事例を踏まえつつ、箕面市における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

1 営農の類型ごとの経営規模の指標

[個別経営体営農類型]

No.	経営類型	規模実面積 (ha)			内容	労働力 (時間)	所得 (万円)	備考
		露地	施設					
1	野菜専作 (ハウス軟弱野菜経営Ⅰ)	0.95	0.65	0.3	しゅんぎく周年 ハウス 延べ 80a こまつな周年 ハウス 延べ 40a ねぎ周年 40a 水稲 25a	(主) 2,000 (補) 4,000 (雇) 1,800 (計) 7,800	600 [1,000]	自動袋詰機
2	野菜専作Ⅱ (養液栽培経営Ⅰ)	0.5	0.25	0.25	トマト(年間2作) 養液栽培 延べ 40a 軟弱野菜 ハウス 延べ 20a 水稲 25a	(主) 2,000 (補) 4,000 (雇) 900 (計) 6,900	690 [1,090]	
3	野菜専作Ⅱ (養液栽培経営Ⅱ)	0.7	0.25	0.45	ミニトマト 養液栽培周年 20a 軟弱野菜	(主) 2,000 (補) 3,000 (計) 5,000	610 [910]	選果機

					ハウス 延べ 25a 水稲 25a			
4	野菜+きのこ	0.7	0.4	0.3	トマト 雨よけ施設 20a ほうれんそう 20a しゅんぎく ハウス 20a しいたけ (周年) 30a 原木 10,000 本 水稲 30a	(主) 2,000 (補) 4,000 (雇) 1,500 (計) 7,500	530 [930]	
5	果樹+きのこ (くり・しいたけ 複合経営)	6.2	6.1	0.1	くり 400a しいたけ (周年) 原木 10,000 本 水稲 210a	(主) 2,000 (補) 4,000 (雇) 100 (計) 6,100	470 [870]	
6	花き専作+水稲Ⅳ (苗物専作経営)	0.7	0.5	0.2	花壇苗 ハウス 延べ 60a 露地 延べ 20a 水稲 40a	(主) 2,000 (補) 3,300 (計) 5,300	610 [940]	
7	花き専作+水稲Ⅴ (植木専作経営)	2.8	2.8		植木 (ビヤクシン、さつき等) 210a 水稲 70a	(主) 2,000 (補) 700 (計) 2,700	600 [670]	
8	花き専作+水稲Ⅵ (切り花花木経営)	1.75	1.75		切り花花木 70a 夏秋ぎく 20a 秋ぎく 40a 水稲 65a	(主) 2,000 (補) 4,000 (雇) 700 (計) 6,700	600 [1,000]	
9	水稲作業受託	5.0	5.0		水稲 5ha 水稲小規模作業受託 25ha	(主) 2,000 (補) 2,550 (計) 4,550	880 [1,140]	ほ場整備 ライスセンタ ー整備 農地集積 機械倉庫
10	環境保全型農業	0.6	0.3	0.3	環境保全型農業 トマト (半促成) 30a こまつな 60a ほうれんそう 30a 水稲 30a	(主) 2,000 (補) 4,000 (雇) 900 (計) 6,900	640 [1,040]	生物農薬 寒冷紗被覆 有機質資材 近紫外線カッ トフィルム
11	環境保全型農業Ⅱ	0.4	0.2	0.2	環境保全型農業 しゅんぎく 80a 大阪しろな 80a 水稲 20a	(主) 2,000 (補) 2,750 (計) 4,750	640 [910]	生物農薬 寒冷紗被覆 有機質資材 近紫外線カッ トフィルム

(注1) 所得の項目において [] の数字については、補助労働を含めた農家所得の合計である。

(注2) 労働力は家族労働として主たる経営者1名と専従者2名を想定した。専従者は一人当たり年間2000時間を上限とする労働とし、それ以外に労働力が必要なときは雇用労働力で確保した。時期・季節に伴う労働力の調整については、特に配慮していない。

[組織経営体営農類型]

No.	経営類型	規模実面積 (ha)		内容	構成員 (人)	所得 (万円)	備考
		露地	施設				
1	観光農業Ⅰ	2.8	2.8	みかん狩り・直売 250a さつまいも掘り 30a	構成員 5 (主) 2 (補) 3	1,950	
2	観光農業Ⅱ	4.0	4.0	みかん狩り・直売 100a ぶどう狩り・直売 300a	構成員 10 (主) 3 (補) 7	3,170	
3	観光農業Ⅲ	3.0	2.5	0.5 ぶどう ピオーネ 雨よけハウス 30a いちご 無加温ハウス 20a 花摘み園 延べ 60a さつまいも掘り 10a 貸し農園 160 区画 直売所 1 棟	構成員 20 (主) 3 (補) 17	3,050	
4	野菜・花壇苗生産	0.5		0.5 野菜類苗 (なす、トマト等) 130 万鉢 花壇苗 (草花) 70 万鉢	構成員 5 (主) 3 (補) 2 [(雇) 2]	2,340	
5	水稲 (作業受託)	55.0	55.0	水稲 5ha 水稲作業受託 50ha	構成員 6 (主) 2 (補) 4 [(雇) 6]	3,490	

(注1) 所得には構成員賃金及び雇用労働を含んでいる。

(注2) 専従者は一人当たり年間2,000時間を上限とし、それ以外に労働力が必要なときは雇用労働力で確保した。時期・季節に伴う労働力の調整については、特に配慮していない。

2 生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する指標

(1) 生産様式

① 水稻

共同利用施設の設置や機械化による省力化を進めるとともに、農作業受託組織等の育成により生産コストの低減や耕作放棄地の解消に取り組む。

また、消費者ニーズに対応した良食味米や減農薬栽培米等の生産を進めるため、適正品種の選定と品種に合った栽培技術の普及を徹底する。

② 野菜

多様化する消費者ニーズに対応するため、低コスト生産、契約取引向け生産、高付加価値型生産等を推進する。特に、キャベツ、たまねぎ等土地利用型の野菜は、機械化等による低コスト生産や規模拡大を推進する。また、果菜類や軟弱野菜等については、施設化を図り、品質の向上や栽培期間の延長等を進める。

併せて、減農薬・減化学肥料栽培や天敵の利用等、環境保全型農業を推進し、高付加価値型生産に努める。

③ 果樹

施設栽培、完熟栽培等による高品質果実の生産を基本とし、消費者ニーズに対応した品種の選抜・普及、新しい剪定技術や整枝法の導入による省力化と労力分散を進める。

また、環境保全型農業の推進に向け、農薬・化学肥料等の適正使用の徹底を進めるほか天敵等の積極的な利用を進める。

さらに、直売（地産地消）を推進するため、多品目少量生産を目的とした効率的な生産方式を図る。

④ 花き

多様化する消費者ニーズに即応した新品種、品目の導入を進めるとともに、大規模化した卸売市場に対応するため、引き続き共選共販を進める。

また、高品質花きを安定的に出荷できる生産体制の整備等により、輸入切り花を含めた他産地に対する競争力の強化を図る。さらに、フェロモン剤等の利用による薬剤散布の低減等、環境保全型農業の推進に向けた技術体系を確立する。

⑤ 観光農業

消費者ニーズと周年運営を考えた品目・品種の導入、栽培技術の導入を進める。

また、農業公園や直売施設、市民農園等、他の観光施設との広域的な連携を進め、一体となった集客対策を推進する。

⑥ 大阪エコ農産物認証制度にもとづく農産物生産

農薬や化学肥料等の使用を削減し、環境への負荷をより軽減して栽培された農産物に対する府独自の認証制度「大阪エコ農産物認証制度」の積極的な推進、消費者や流通関係者への制度のPR等により、多様化した消費者ニーズの充足と生産者メリットの創出を図る。

(2) 経営管理の方法

簿記記帳の普及を引き続き進めるとともに、記帳データに基づく経営分析等を通じ、

経営の合理化、健全化を進める。また、パソコン等の情報機器の活用による情報収集能力を高める。さらに、労務管理能力の向上等を進め、一定要件を備えた経営体については法人化を推進する。

(3) 農業従事の態様

他産業並みの労働時間を実現するため、シルバー人材センターの活用等の雇用確保体制の充実を図るとともに、家族労働力が主である経営体では家族経営協定の締結等により休日制や給料制の導入等を進め、快適な労働環境の整備を支援する。

また、機械化の進展に伴う労働安全性の強化を図るため、休憩時間の確保等、機械の安全使用に努める。

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等(認定新規就農者)が目標とすべき農業経営の基本的指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が、就農時に目標とすべき水準は、本構想第1の2に掲げる年間農業所得の3割程度とし、労働時間を1,200時間以上とする。また、経営開始から5年後に達成すべき所得水準は年間農業所得250万円とし、労働時間を1,600時間以上とする。

なお、経営開始から5年後の指標となる経営類型は本構想第2の1に掲げる営農類型に準じ、農業経営の規模は営農類型の規模実面積の約4割とする。

また、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標は本構想第2の2に準ずるとする。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者(農業経営体)を含めた府農空間保全条例に基づく大阪版認定農業者及び新規就農者、法人、新たに農業経営を営もうとする青年等(以下、認定農業者等)に対する農用地の利用の集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面積集積についての目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

○認定農業者等に対する農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

認定農業者等が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

面積のシェア 15%

なお、面的集積についての目標については、農地利用集積円滑化事業を実施して、農用地の利用集積における面的集積の割合を上げていくことを目標とする
--

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

箕面市では、農用地の利用については、認定農業者を中心とした担い手への集積が進んでいない。利用権設定等により土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者への利用集積はあるものの、集積された農用地は比較的分散しており、ほ場間の移動が多いことや大規模機械の導入ができないことなどから効率的な作業が進まず、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営コストダウンを図る上で課題となっている。

(2) 今後の農用地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農用地利用ビジョン

箕面市では、分散農地の解消策を講じ、担い手に面的に集積しなければ、担い手の経営が圧迫され、経営改善に支障が生じる可能性が高い。また、今後10年間で離農等により20ha程度の農地が供給されると考えられるものの、受け手の確保、戦略作物の導入等について適切な施策を講じなければ平坦地も含め8割が遊休農地化し、箕面市の農業に重大な支障を及ぼすおそれがある。このため、認定農業者を中心とした効率的かつ安定的な経営体を育成し、それらが一体となって地域の農業を守る体制の整備等を進めることにより、農地の効率的利用を目指し農業の振興を図る。

(3) 将来の農用地利用ビジョンの実現に向けた取組内容並びに関係機関及び関係団体との連携等

箕面市の将来の農用地利用ビジョンの実現を図るため、次の施策等を積極的に推進することとする。

- ア 認定農業者、集落営農組織、法人、認定新規就農者等効率的かつ安定的な経営体の育成
- イ 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成
- ウ 農地利用集積円滑化団体の活用によるア及びイに対する農地の面的集積の促進
- エ 遊休農地解消のための基盤整備等の実施
- オ 園芸作物の振興及び地産地消の推進
- カ 人・農地プランの策定と見直し

なお、これらの施策の円滑な推進のため農空間保全委員会の活用による関係機関との間で農地に係る情報提供の共有化を進めるとともに、関係各課、農業委員会、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体、箕面市地域農業再生協議会による指導体制を整備する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

箕面市は、大阪府が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第2章の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、箕面市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に取り組む。

- (1) 利用権設定等促進事業
- (2) 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- (3) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- (4) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- (5) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- (6) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

市域の市街化調整区域6地区は、府農空間保全条例に基づく農空間保全区域の指定が行われている。これら保全事業の実施区域においては、農道の拡幅整備等による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。

また、地元協議会の主体的な取組みによって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

①利用権の設定等を受ける者が利用権等の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア. 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者

が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ．農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農業生産法人にあつては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、同法第 11 条の 31 第 1 項第 1 号に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、法第 4 条第 3 項第 1 号に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者（利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農業生産法人、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合、農業協同組合連合会その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号。以下「政令」という。）第 5 条で定める者を除く。以下同じ。））である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア．耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ．その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。なお、このことを担保するため、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、鳥獣害被害対策への協力等を行うことについて箕面市へ確約書を提出すること。

ウ．その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。なお、「業務を執行する役員」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の取締役のほか、理事、執行役、支店長等の役職名であつて、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者をいう。その確認のため、法人の登記事項証明、法人の代表者が発行する証明書等を箕面市へ提出するこ

と。

エ. その者が「大阪府都市農業参入促進指針」で定められた「準農家」である場合にあっては、農地の有効活用に資するとともに、農産物の販売を目指し、将来的には府農空間保全条例に基づいた大阪版認定農業者や農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者を目指すものとする。

⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限られるものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

(2) 利用権設定等促進事業の援助

① 箕面市は、箕面市農業委員会及び大阪府北部農業協同組合と連携して、遊休農地、遊休化のおそれのある農地、農業経営の担い手がいない農地等に対して、農地の利活用及び担い手への利用集積が促進されるように貸借可能農地の申し出等の必要な指導、援助に努める。

② 箕面市は、利用権の設定等を受けることを希望する者に対する利用権設定の調整について、必要な場合は、農空間保全委員会を通じて農地中間管理機構（（一財）大阪府みどり公社）に登録している担い手・準農家等に協力を求めるように努める。

(3) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転時期は、別紙 2 のとおりとする。

(4) 開発を伴う場合の措置

① 箕面市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等に当たっては、その利用権の設定等を受けようとする者（農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号。以下「令」といいます。）第 6 条第 2 号の地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から開発事業計画（農業経営基盤強化促進法の基本要綱、様式第 7 号）を提出させるものとする。

② 箕面市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア. 当該開発事業の実施が確実であること。

イ. 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従

って許可し得るものであること。

ウ．当該開発事業の実施に当たり農用区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(5) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 箕面市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める
- ② 箕面市は、(6)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 箕面市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。

この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(6) 要請及び申出

- ① 箕面市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、箕面市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 箕面市の区域の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体は、その事業実施地域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申し出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(7) 農用地利用集積計画の作成

- ① 箕面市は、(6)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 箕面市は、(6)の②及び③の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体又は農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、箕面市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④ 箕面市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるにあたっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(8) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

なお、①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、賃貸借又は使用貸借による権利の設定に限る。

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有者の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が賃貸借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

⑦ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書を参考資料（法人である場合は定款の写しも）を添えて箕面市に報告する旨

ア. ①に規定する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ. ①に規定する者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ. イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ. ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ. 地域の農業における他の農業者との役割分担

カ. ①に規定する者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びに

その耕作又は養畜の事業への従事状況

キ. その他参考となるべき事項

⑧ ①に規定する者が③、④以外の設定又は移転を受ける利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項及び①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、撤退した場合の混乱を避けるため次に掲げる事項（実行する能力があるかについて確認して記載）

ア. 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

イ. 原状回復の費用の負担者

ウ. 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め及び担保措置

エ. 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め

オ. 必要に応じて、アからエのほか、撤退した場合の混乱を避けるための取決め

⑨ ①に規定する者の農業経営の状況

(9) 同意

箕面市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(8)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が五年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有部分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(10) 公告

箕面市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(6)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(8)の①から⑧までに掲げる事項を箕面市の掲示場への掲示により公告する。

(11) 公告の効果

箕面市が(10)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(12) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(13) 紛争の処理

箕面市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた者に対する勧告

箕面市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(10)で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

- ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
- イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(15) 農地利用集積計画の取消し

箕面市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち以下に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消す。

ア (10)で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ (14)の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

(16) 取消の公告

箕面市は、(15)の取消しをしたときは、(15)のア及びイに係る賃借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を箕面市の掲示場への掲示により公告する。なお、この公告により(15)による取消しに係る賃借又は使用貸借は解除されたものとみなす。また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあっせん等（法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業の実施等）の働きかけ等を行う。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

- (1) 箕面市は、市域の全域又は一部を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって農地利用集積円滑化団体が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 箕面市、箕面市農業委員会、大阪北部農業協同組合は、農地利用集積円滑化団体が行う農地所有者から委任を受けて農地の貸し付け等を行う農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

箕面市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の

自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ. 農用地利用改善事業の実施区域

ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ. その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱、様式第4号の認定申請書を箕面市に提出して、農用地利用規程について箕面市の認定を受けることができる。

② 箕面市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地

の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業生産法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 箕面市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア. ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められ

る農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 箕面市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める
- ② 箕面市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、大阪府北部農と緑の総合事務所農の普及課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（(一財)大阪府みどり公社）、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

箕面市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア. 農業協同組合その他の農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ. 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ. 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ. 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ. 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ. 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の委託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんや農地利用集積円滑化団体との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

箕面市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用し

た実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

ア. 箕面市は、地域水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稲作、転作を契機とした適地適作の観点に立った水稲と転作作物との合理的な組み合わせによる土地利用の確立と農用地の利用集積による効率的な経営体の育成に努める。

イ. 箕面市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとする

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

箕面市は、農業委員会、大阪府北部農と緑の総合事務所農の普及課、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、箕面市は、このような協力の推進に配慮する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等(認定新規就農者)の育成・確保に関する事項

第1の5(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関、団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

大阪府北部農と緑の総合事務所農の普及課、大阪北部農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。

また、箕面市農業公社や市内の農業法人、先進農家等と連携して、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所農業大学校、高校、大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

箕面市が主体となって大阪府北部農と緑の総合事務所、地域連携推進員、農業委員、大阪府農の匠、大阪北部農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために新規就農者交流会への参加を促すとともに、認定農業者等との交流の機会を設ける。

また、大阪北部農業協同組合や箕面市農業公社とも連携して朝市や学校給食への出荷のためのアドバイスをを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、箕面市農業公社が出荷調整する学校給食、大阪北部農業協同組合が運営する直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や府の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については技術や経営ノウハウについての習得については地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所農業大学校、就農後の営農指導等フォローアップについては大阪府北部農と緑の総合事務所農の普及課、JA組織、本市

認定農業者や農の匠、地域連携推進員、農地の確保については農業委員会、農地利用集積円滑化団体など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

箕面市において農地利用集積円滑化事業を実施する者については、地域における認定農業者等担い手の現状、農地実情などに精通した要員を有するとともに、農地利用集積円滑化事業について、適確かつ迅速に対応できる者が実施するものとする。なお、箕面市は農地利用集積円滑化事業の実施状況を把握するため、農地利用集積円滑化事業を行う者に対し、毎年度、前年度の事業実績及び当該年度の事業実施計画について報告を求めるものとする。

2 区域の基準

箕面市における農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農地利用集積円滑化事業を実施する者が本事業を適切に実施することができると思込まれる一定のまとまりのある区域又は旧村の区域とする。なお、市街化区域（都市計画法（昭和47年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が整ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））及び農業上の利用が見込めない森林地域等は除く

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を記載しなくてはならない。

ア 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

(ア) 農用地等の所有者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項（当該委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項を含む。）

(イ) その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

イ 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

(ア) 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

(イ) 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

(ウ) 農用地等の管理に関する事項

(エ) その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

ウ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

エ 事業実施地域に関する事項

オ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、大阪

府農業会議、農業委員会等との連携に関する事項

カ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

箕面市における農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方については、大規模経営を行う認定農業者を中心とした担い手が経営のコストダウンを図り、より一層経営の効率が図られるよう、当該地域の認定農業者等を含めた効率的かつ安定的な経営体を中心に行う。

(3) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

農地所有者代理事業を実施するに当たっては、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、当該委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定しないこと。

なお、委任事務の範囲は下記事項を基本とするが詳細については農地所有者と農地利用集積円滑化団体との間で利用権設定等委任契約書を締結すること。

ア 利用権の設定等又は農作業の委託の相手方として適当と認められる者の選定に関すること。

イ 適格者との利用権の設定等又は農作業の委託を行う場合の条件等の協議及び調整に関すること。

ウ 委任土地に係る利用権の設定等に関する契約の締結、変更、更新及び解除、農地法第3条第1項の許可の申請並びに農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画への同意に関すること。

エ 委任土地に係る農作業の委託に関する契約の締結、変更、更新及び解除に関すること。

(4) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

ア 農用地等の売買価格は、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定める。

イ 農用地等の借賃については、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮して定める。

(5) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

箕面市は農地利用集積円滑化事業の円滑な実施のために農業委員会、農業協同組合、地域担い手育成総合支援協議会等の関係機関及び関係団体による検討の場を設ける。

(6) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

箕面市が農地利用集積円滑化事業規程を承認する際は、農地利用集積円滑化事業を行おうとする者の人的構成、財政基盤等の状況を踏まえ、法令の基準に照らして判断する。

なお、複数の者から承認の申請があった場合には、書面による審査のほか申請者から農地利用集積円滑化事業の実施方針等を聴き取って判断する。

ア 箕面市に農地利用集積円滑化事業規程の承認を申請する際には、次に掲げる書面を提出しなければならない。

- (ア) 農地利用集積円滑化事業規程
- (イ) 法第4条第3項第1号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人にあつては、定款
- (ウ) 法第4条第3項第2号に掲げる者にあつては、定款又は規約
- イ 箕面市は、農地利用集積円滑化事業規程の承認に当たっては、次に掲げる基準をすべて満たす場合のみ行う。
- (ア) 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、基本構想に適合するものであること。
- (イ) 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。
- (ウ) 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、法第12条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
- (エ) 農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること。
- (オ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。
- (カ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を的確に図るための基準を有していること。
- (キ) (カ)のほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
- (ク) 農地利用集積円滑化事業を行おうとする者が、農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに大阪府農業会議、農業委員会等との適切な連携が図られると認められるものであること。
- (ケ) 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設が次に掲げるものであること。
- a 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設
- b 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設
- c たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く）の用に供する施設
- d 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設
- (コ) 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、(ケ)に掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。
- ウ 箕面市が農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について承認をしようとする場合には、あらかじめ、農業委員会の決定を経る。
- エ 箕面市は、農地利用集積円滑化事業規程の承認を行った場合は、遅延なく、その旨

及び当該承認に係る事業の種類を箕面市の掲示場への掲示により公告する。なお、承認の申請を行った農地利用集積円滑化団体に対して次に掲げる事項を記載した承認書を交付する。

(ア) 農地利用集積円滑化事業を行う者の名称及び住所

(イ) 農地利用集積円滑化事業の実施地域

(ウ) 農地利用集積円滑化事業の種類

(エ) その他必要な事項

オ 農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止については、ウ、エを準用する。

(7) 農地利用集積円滑化団体からの報告徴収等

箕面市は、次に掲げる場合又は次に掲げる場合に該当するおそれがある場合は農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関して必要な報告を求めるものとする。

ア 農地利用集積円滑化団体としての事業活動が停滞している場合

イ 事業年度を通じて事業の実績が極めて少ない場合

ウ 正当な理由なく農用地等の所有者からの委任の申込みに応じない場合、農用地の買入価格又は売渡価格が不当に高い場合、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が希望するにもかかわらず貸付け等に応じない場合等農地利用集積円滑化事業規程に則して事業を実施していないと認められる場合

エ その他農地利用集積円滑化事業の実施を通じて農業経営基盤の強化を図っていくことができないと認められる場合。

なお、報告徴収した内容からアからエに該当すると認められる場合、箕面市は農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命じるものとする。

(8) 農地利用集積円滑化事業規程の承認の取消し

箕面市は、次に掲げる場合には農地利用集積円滑化事業規程の承認を取り消す。

ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人等でなくなったとき。

イ (7)による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ウ (7)のなお書きの命令に違反したとき。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

別紙1（第5の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令(昭和27年政令第445号)第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第5の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする貸借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）

1. 存続期間は、3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権の設定を受ける者や栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。
2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。
3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。

② 借賃の算定基準

1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。
2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草牧草地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草牧草地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。
3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。
4. 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。
この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、農地法の一部を改正する法律の施行について（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。

③ 借賃の支払方法

1. 借賃は、農用地利用集積計画に定める方法により支払うものとする。
2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。
3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、農用地利用集積計画に定める方法により借賃の支払等を履行するものとする。

④ 有益費の償還

1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求しなくてはならない旨を定めるものとする。

2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申出に基づき箕面市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）

Iの①に同じ

② 借賃の算定基準

1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。
2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額を勘案して算定する。
3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。

③ 借賃の支払方法

Iの③に同じ。

④ 有益費の償還

Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間

Iの①に同じ

② 損益の算定基準

1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。
2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。

③ 損益の決済方法

Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。

④ 有益費の償還

Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準

土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の特価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力を勘案して算定する。

② 対価の支払方法

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の特価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。

③ 所有権の移転の時期

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の特価の支払期限までに特価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、特価の支払期限までに特価の全部の支払いが行われないうときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。

別記様式第7号(第5の1の(3)の①関係)

開発事業計画書

年 月 日

箕面市長 殿

所在地
 団体の名称
 代表者氏名 (印)

下記によって開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を受けたいので、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日）付け経営第564号農林水産省経営局長通達）別紙10の第1の2の規定によって開発事業の計画を提出します。

記

1 土地の所在地番、地目、面積等	土地の所在	地番	地目		面積	利用状況	10a 当たり 普通 収穫高	土地の 所有者 使用収 益権者	農用地 利用集 積計画 で指定 された 用途	市街化区 域、市街 化調整区 域、その 他区域の 別
			登記簿	現況						
計 m ² (田 m ² 、畑 m ² 、採草牧草地 m ² 、その他 m ²)										
2 開発事業 計画	(1)用途									
	(2)権利を設定 移転しようと する契約の内 容	権利の種類	権利の設定・ 移転の別	権利の設定・ 移転の時期	権利の存続期間	対価の支払方 法等				
	(3)開発の時期 及び計画の概 要	工事計画	第1期(着工 年 月 日から 年 月 日まで)							第2期
土地造成		所要 面積	m ²	切土又 は盛土 の土量	切土 m ²	地盤、土 質の状 況				
					盛土 m ²					
土留及び法面 処 理 方 法										
	建築物等	所 要 面積	m ²	建 築 面 積	m ²	建 築 物 等 の 規 模 及 び 構 造				
3 被害防除										

措置の概要	
4 資金計画 及びその調 達計画	
5 その他参 考となるべ き事項	

別記様式第4号(第5の3の(5)の①関係)

農用地利用規程認定申請書

年 月 日

箕面市長 殿

所在地
団体の名称
代表者氏名 (印)

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第1項（第24条1項）の規定に基づき、農用地利用規程について、下記の書面を添えて認定を申請します。

記

- 1 農用地利用規程
- 2 定款又は規約
- 3 地区及び当該地区の農用地につき法第18条第3項第3号の権利を有する者のこの団体への加入状況を記載した書面
- 4 この申請について総会その他の議決機関で議決したことを証する書面
- (5 特定農用地利用規程の記載内容について特定農業法人（特定農業団体）が同意していることを証する書面
- (6 ① 法第13条第2項に規定する認定計画
② 法第23条第1項の認定の申請の日から起算して5年を経過する日までに行う農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等の農業経営の改善に関する目標、当該目標を達成するためとるべき措置その他の事項を記載した計画)
- (7 特定農業団体の定款又は規約)
- (8 農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条第2号に規定する計画)
- (9 農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第20条の3第2号及び第3号に掲げる要件を満たすことを証する書面

(記載注意)

- 1 変更の場合にあっては、表題の次に（変更）と記載し、本文における適用部分以外の部分は削除する。
- 2 特定農用地利用規程の認定申請にあっては、表題及び本文中、「農用地利用規程」を「特定農用地利用規程」とする。
- 3 本文の記中、5は特定農用地利用規程の認定申請の場合に記載する。
- 4 本文の記中、6の①は法第12条第1項の認定を受けた特定農業法人が定められた農用地利用規程の認定申請の場合に、6の②はそれ以外の特定農業法人が定められた農用地利用規程の認定申請の場合に、それぞれ記載する。
- 5 7から9までは特定農業団体が定められた農用地利用規程の認定申請の場合に記載する。
- 6 代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。